

令和6年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人檸檬会
代表者氏名	理事長 前田 効多郎
法人の所在地	和歌山県紀の川市古和田240
法人の電話番号	0736-79-7313

2. 利用施設

施設の種類	小規模保育事業(A型)
施設の名称	れもんのこ彩都保育園
所在地	大阪府箕面市粟生間谷東5-5-8
電話番号	072-786-9044
管理者名	園長 水杉 弘生
利用定員(年齢別)	0歳児 (3号認定) 3名
	1歳児 (3号認定) 4名
	2歳児 (3号認定) 5名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施
第三者評価の概要	第三者機関による事業評価は未実施
職員への研修の実施状況	内部研修、外部研修とも適宜実施しております
認可年月日	平30年4月1日
事業所番号	2722052000061

3. 施設の目的・運営方針

施設の目的	小学校就学前の乳児及び幼児に対し、適正な保育・教育を提供すること。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・心身ともに健やかな育成を図り、豊かな人間形成の基礎を培います。・地域の保育のニーズに応え、利用者本位を旨とし、また、開かれた保育園をめざし、地域の人々とともに地域児童の育成に貢献します。・保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。・保育・教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体に行います。・子どもの属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、支給認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うように努めます。
理念	基本理念 私たちは保育を通して3つの心を育みます。 <ul style="list-style-type: none">・人、命を愛する心・自然と共に生きる心

	<ul style="list-style-type: none"> ・想像（創造）する心 <p>保育方針等</p> <p>子ども一人一人の育ちに寄り添い、それぞれの生きる力を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児の育児担当保育 ・大人がさりげなく手を差し伸べる保育 ・基本的な生活習慣と生活経験 ・子どもの主体性を大切にしたいコーナー保育 <p>さまざまな体験を通して、しなやかな身体と豊かな感性を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然体験、動植物との関わり ・多様な運動遊び ・心揺さぶられる原体験と表現活動 ・美しい保育空間づくり ・文化・伝統の継承 ・子ども発のつながる保育 <p>人との“つながり”、社会との“つながり”を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なコミュニケーション ・社会へつながる遊びの発展 ・あいさつ、礼儀作法、利他の心
保育教育の内容	児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（厚生労働省 平成30年4月施行）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発展に必要な保育・教育を提供します。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	497.16 m ²		
		m ²		
建物	構造	軽量鉄骨構造		
	延べ面積	308.73 m ²		
施設の内容	乳児室	保育室内	保育室	1室
	ほふく室	0室	遊戯室	0室
	調理室	1室	幼児用トイレ	1室
	調乳室	調理室内	事務室	1室
設備の種類	冷暖房、空気清浄機、加湿器、消火器、煙探知機、火災報知機			
その他	園庭、駐車場			

5. 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	0人
保育士	保育担当	3人	3人
調理員	給食の調理担当	1人	1人

- * 当園では、「箕面市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。
- * 職員体制は保育児童の状況により変動する可能性があります。今後園内で職員体制の閲覧が可能です。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時30分から午後7時30分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	年に数日家庭協力日の実施があります

- * 警報発令時の対応について 別紙参照
- * 感染症流行時の対応について 別紙参照

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時30分
保育短時間認定	保育時間	午前9時00分から午後5時00分
	延長保育時間	午前7時30分から午前9時、午後5時から午後7時30分

上記保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となる場合があります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 教育・保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
自園調理
- ② 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、原則として毎日食事の提供を行います。行事等都合により、お弁当の持参をお願いする日があります。献立表は毎月のお便り等で別途お知らせします。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。この場合は、医師による診断書の提出が必要です。また除去食及び代替食にも対応しています。厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、当園においても「食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、適切な対応に努めています。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

日々の健康確認に加えて、月に一度の検便検査の実施（全職員）により、健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理・整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は、エンペイにてお願い致します。（支払い期限：ご請求後 10 日以内）

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①②に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11. 利用の開始について

当園では、箕面市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳児が年度末で 3 歳を迎えるとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災、地震等の災害を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	消火器
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源	煙探知機	
避難場所	豊川北小学校		

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	日本スポーツ振興センター災害共済、私立保育園連盟の保険
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	2億円

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	担当保育士
受付責任者	水杉 弘生
利用時間	午前9時～午後5時
連絡先	電話 072-786-9044 FAX 072-786-1507
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、別途同意書を頂戴しています。
なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

19. 当園におけるその他の留意事項

お車での送迎については、園専用の駐車場をご利用ください。

20. 嘱託医のご案内

@内科医

医療法人 光恵会 恵愛クリニック

住所：茨木市彩都あさぎ1-2-1 ガーデンモール彩都

電話：072-641-5777

@歯科医

うえだ歯科クリニック

住所：箕面市粟生間谷西1-1-6

電話：072-734-7777

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
物品の購入代金	帽子、連絡帳、健康記録帳等	実費
催し等開催費用	夏祭り、ハロウィン等	実費

*当園は、上記費用とは別に「手ぶら登園おむつサービス」を導入しています。

2. 延長保育に係る利用者負担金

【保育標準時間認定】

18:30~19:00 230円 / 19:01~19:30 120円

【保育短時間認定】

18:00~18:30 230円 / 18:31~19:00 230円 / 19:01~19:30 120円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前7時30分から午後6時30分、保育短時間認定の場合は午前9時00分から午後5時00分）を超えて利用した場合は、延長保育となります。但し、延長保育料の設定は箕面市の定めるところによるものとします。（上記参照）